

歯科技工所の開設手続きについて

1. 必要書類

提出書類	歯科技工所開設届
提出時期	歯科技工所開設後10日以内
添付書類等	1) 歯科医師、歯科技工士の免許証写し(原本照合しますので、本証をご持参ください) 2) 登記事項証明書(開設者が法人の場合) 3) 敷地の平面図 4) 附近の見取図 5) 技工所の平面図(機械及び器具の配置を記入)

2. 構造設備基準

構造設備については法令で規定されています。下記の事項に適合するようにしてください。

(歯科技工士法施行規則第13条の2)

- 1) 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等【別表】を備えていること。
- 2) 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないように設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 3) 手洗設備を有すること。
- 4) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 5) 安全上及び防火上支障がないよう機器が配置でき、かつ10平方メートル以上の面積を有すること。
- 6) 照明及び換気が適切であること。
- 7) 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 8) 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- 9) 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- 10) 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- 11) 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- 12) 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- 13) リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報適切な管理のための特段の措置を講じていること。

【別表】 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等

• 防音装置	• 防火装置	• 消火器	• 照明設備
• 空調設備	• 給排水設備	• 石膏トラップ	• 空気清浄器
• 換気扇	• 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）		• 電気掃除機
• 分別ダストボックス	• 防塵用マスク	• 模型整理棚	• 書籍棚
• 救急箱	• 吸塵装置 ※室外排気が望ましい		• 歯科技工用作業台
• 材料保管棚(保管庫)	• 薬品保管庫		

3. 記録の作成、保存

業務を行った場合は、その記録を作成して3年間保存してください。

(歯科技工士法施行規則第12、15条)(歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針)

1) 歯科技工録

- ① 作成等に用いる模型等と指示書を発行した歯科医師から受託した年月日
- ② 患者の氏名
- ③ 作成等部位及び設計
- ④ 作成の方法(作成等手順)
- ⑤ 使用材料(使用主材料の品名ならびにロットもしくは製造番号)
- ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
- ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
- ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
- ⑨ 歯科補てつ物等の設計等をリモートワークで行った場合は、その旨とリモートワークを行った場所
- ⑩ 歯科技工の工程の一部について、歯科補てつ物等の作成等に用いる機器を共同利用した場合は、その旨と当該工程を行った歯科技工所名(共同利用する機器を所有する歯科技工所の名称等)
- ⑪ その他必要な事項

2) 指示書

- ① 患者の氏名
- ② 設計
- ③ 作成の方法
- ④ 使用材料
- ⑤ 発行の年月日
- ⑥ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- ⑦ 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

4. 広告

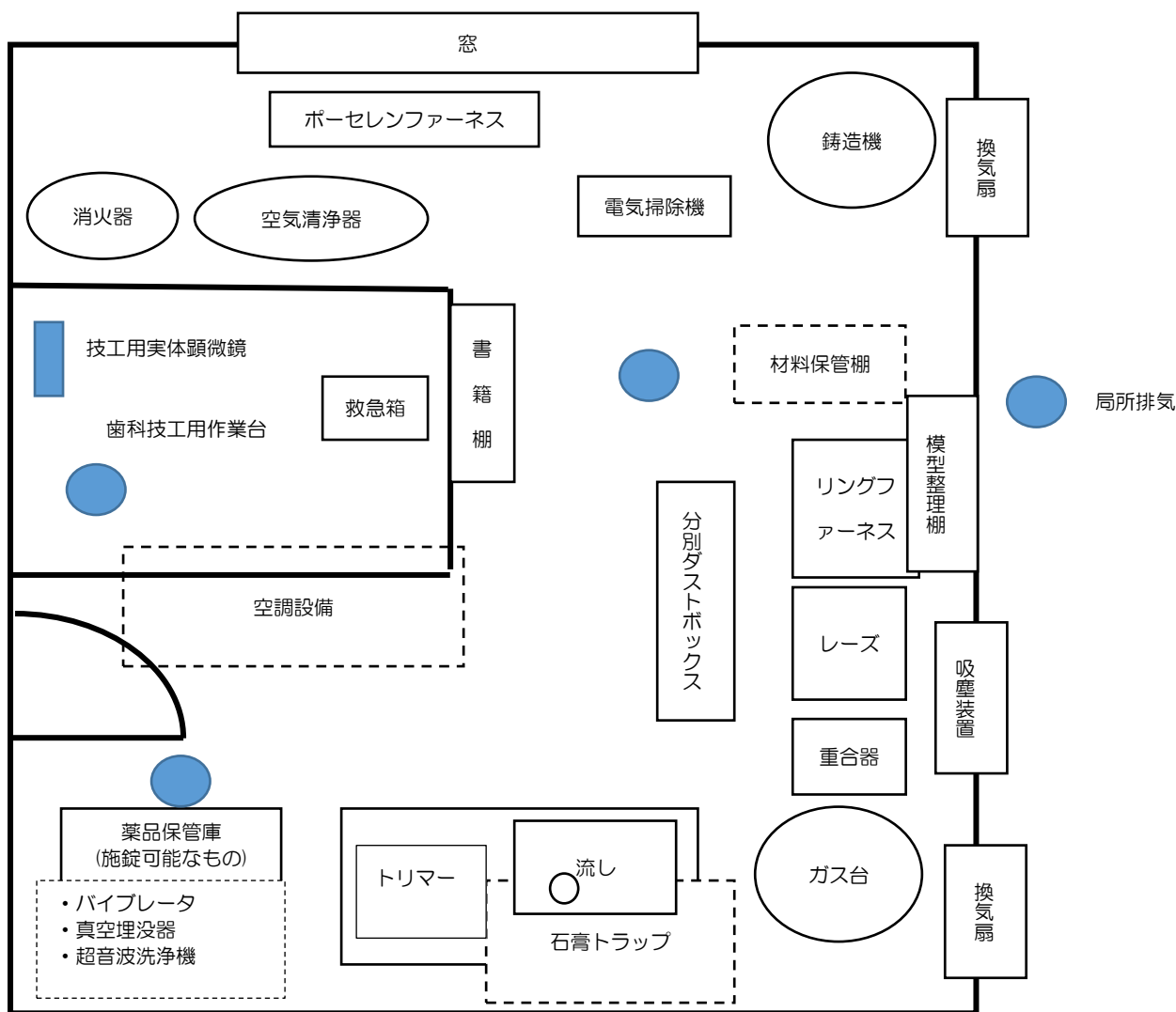
広告ができる事項は以下の通りです。(歯科技工士法第26条)

- 1) 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 2) 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 3) 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4) その他都道府県知事の許可を受けた事項 ※以下の東京都の担当にご相談ください

東京都医療保険局医療政策部医療人材課免許担当

電話：03(5220)4434

歯科技工所図面例



問い合わせ先：新宿区保健所衛生課医薬衛生係
 電話：03(5273)3845
 受付時間：午前8時30分から午後5時まで
 (土、日、祝日は休み)